

玉名市保育所等給付金支援システム導入業務委託 仕様書

1 業務目的

本業務は、本市及び民間教育・保育施設双方における施設型給付費等に係る申請、算定等事務処理について、業務の効率化と負担軽減、業務品質向上並びに各種データの一元管理を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

玉名市保育所等給付金支援システム導入業務委託

(2) 契約期間

ア 導入期間 契約締結日から令和6年12月27日まで【予定】

イ 運用保守期間 令和7年1月から令和9年3月まで(27ヶ月)【予定】

(3) 履行場所

玉名市内

3 業務内容

(1) システムの導入

ア 詳細要件のヒアリング

イ 業務フローの整理及び改善提案

ウ カスタマイズ部分の設計・開発・テスト

エ アカウント作成（本市用、市内施設用）

オ 初期データ登録（施設情報、職員情報、園児情報等）

(2) システムの運用・保守

ア システム稼働監視

イ 各種セキュリティ対策

(3) システムに関する操作マニュアルの提供及び更新

(4) システムの操作手順に関する研修の実施（本市用、市内施設用）

(5) 本市及び市内施設からの電話・メール等による問い合わせの対応

4 対象施設（市内施設）

No.	施設種別	施設名称
1	保育所	高道保育園
2	保育所	大野保育園
3	保育所	滑石保育園
4	保育所	睦合保育園
5	保育所	玉名くすのき保育園
6	保育所	慈保育園
7	保育所	敬愛保育園
8	保育所	玉名ゆりかご保育園

9	保育所	ぬかみね保育園
10	保育所	おおくらの森保育園
11	保育所	ちどり保育園
12	保育所	梅林保育園
13	保育所	鍋保育園
14	保育所	横島保育園
15	保育所	玉水保育園
16	幼稚園型認定こども園	おおとりの丘認定こども園
17	幼保連携型認定こども園	玉名ルーテル幼稚園
18	幼保連携型認定こども園	岱明幼稚園
19	幼保連携型認定こども園	小天保育園
20	幼稚園型認定こども園	たまきな幼稚園
21	幼稚園型認定こども園	おおくらの森幼稚園
22	小規模保育事業 A 型	あゆみ保育園
23	事業所内保育事業	さくら保育園
24	小規模保育事業 A 型	でんでん

※ただし、対象施設等が増減した場合は、適宜対応可能であること。また、市外に所在する特定教育・保育施設及び地域型保育事業についても、施設型給付費等の算定が可能であること。

5 システム要件

(1) 基本要件

- ア 定期的なバージョンアップ（機能拡張）を図るため、LGWAN-ASP サービスの形態で提供すること。
- イ 市単独補助の単価や加算条件の変更時に、パラメータの設定で対応できるなど、カスタマイズを必要最小限に抑えたシステム設計となっていること。
- ウ 受託者はシステム並びに成果物が、第三者の著作権、特許権、知的財産権、その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、侵害している懸念がある場合には、事前に本市に報告すること。また、権利を侵害していた場合には、損害賠償責任をはじめとする全ての責任は受託者が負うものとする。
- エ プライバシーマーク及び ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証・評価を受けていること。

(2) 機能要件

- ア 様式 6「機能要件一覧」に記載された機能を提供できること。
- イ 本市の職員が利用する機能は、LGWAN-ASP 環境から Web ブラウザで利用できること。
- ウ 施設職員が利用する機能は、インターネット環境から Web ブラウザで利用できること。

- エ システムの稼働率を 99.9%以上確保すること。
 - オ サーバー障害等によるデータ消去及び破壊のリスクを低減するため、サーバー、記憶装置等を冗長化する機能を設けること。
 - カ システムへの負荷を考慮し、最適なバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際、バックアップ処理によりシステムの機能要件を損なうことのないようにすること。
 - キ バックアップデータは、業務上の必要性を加味し、最低限 14 世代（日次）取得できるよう構築すること。
- (3) セキュリティ要件
- ア コンピュータウイルス等、悪意あるプログラムの侵入を防止するため、アンチウイルスソフトウェアを活用する等の対策を講じること。
 - イ サイバー攻撃や改ざんに備え、システム監視やセキュリティホール対策を適切に講じること。また、有事の際に備え、ログにより追跡等の管理が可能であること。
 - ウ 個人情報を取り扱う保守作業については、入室制限がされたセキュリティルームを設置のうえ、防犯カメラによる保守エリア内の常時録画を行うこと。
 - エ 通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。また、一部の画面通信については LGWAN 側・インターネット側ともに TLS 1.2 を実装し、通信経路上の暗号化を行うこと。
 - オ ファイアウォール等による不正アクセス対策を講じること。
 - カ LGWAN 環境内に無害化サーバーを設置し、ファイルの無害化を行うこと。
 - キ システムへのログイン時は、ID 及びパスワードの認証だけでなく、二要素認証も行うこと。
- (4) 動作環境
- 以下の環境で動作すること。ただし最新情報についてはシステム画面上の表記に準じる。

No.	種別	動作環境
1	OS	Windows 10 以降
2	メモリ	8GB 以上
3	ブラウザ	・ Google Chrome ・ Microsoft Edge

市内施設からは、Web ブラウザを利用した接続とし、特定のブラウザや端末環境に依存しない構成とすること。

6 導入作業

(1) 全般的事項

- ア システム導入にあたり、既存の業務フローをヒアリングし、システム化する範囲を整理して最適なシステム運用フローを提案すること。
- イ カスタマイズが必要な機能については、制度に則った正しい業務が可能となるよう要件定義を行うこと。
- ウ 契約後は速やかにシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を本市に提案すること。
- エ 初期データの登録においては、所定のフォーマットを準備すること。なお、本市や施設職員が入力する際に入力漏れや入力誤りがないう工夫すること。
- オ 運用開始にあたり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

(2) 操作マニュアル

- ア 操作研修までに本市及び施設職員向けの操作マニュアルを作成し、提出すること。
- イ 操作マニュアルは、ICT 知識のない者でも理解できるよう、専門用語を極力用いず、画面キャプチャを用いた分かりやすいものとする。なお、操作マニュアルは本市の意見や施設職員がヘルプデスクへ問い合わせを行った内容を踏まえて随時改定すること。
- ウ 内容に修正や変更が生じた場合は、随時改定を行い、データで提供すること。

(3) 研修の実施

- ア 研修の実施前に、本市及び施設職員が自己研修等を実施できる練習用データを登録した環境を準備すること。
- イ 本番データについては、事前に本番環境に登録したうえで、稼働直前にはユーザにて最新の状態に更新を行うことを想定している。
- ウ 本市職員に対する研修及び施設職員に対する研修について、研修マニュアルを研修前に本市に納品すること。
- エ 研修動画を研修後に本市に納品すること。なお、動画ファイルについては、Windows 端末で閲覧可能なファイル形式であること。
- オ 操作研修内容及びスケジュールの詳細は、本市と協議の上策定する。
- カ 本市職員に対して、操作研修を 1 回以上、集合形式で受託者が主体的に実施すること。
- キ 施設職員に対して、本業務システムの利用に関して、意識づけや当該システムの利用に関する心理的不安感を低減させること等を目的としたシステム導入説明会を 1 回実施すること。次いで、具体的な操作研修を 2 回（別日程で同一内容のもの）実施すること。なお、システム導入説明会及び操作研修は、集合形式とし、受託者が主体的に実施すること。
- ク 研修に必要な環境は受託者が準備すること。

7 運用保守

(1) 保守期間

システムの運用開始から令和 9 年 3 月 31 日までとすること。

(2) 稼働時間

システムの稼働は 24 時間 365 日とする。ただし、メンテナンス等のためにシステム停止が必要となる場合は、システム上で事前に通知を行うこと。

(3) ヘルプデスク

- ア 本市職員及び施設職員からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスクを設置すること。
- イ ヘルプデスクへの問い合わせは、原則電話によるものとし、年末年始を除く平日の午前 9 時から午後 6 時において受け付けること。ただし、受付内容への一次回答は翌営業日までとする。
- ウ 電子メールによる問い合わせにも対応すること。
- エ 電子メールでの問い合わせは 24 時間受付とすること。ただし、受付内容への一次回答は翌営業日までとする。

(4) 障害対応

- ア 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- イ 障がいが発生した場合には速やかに本市へ報告し、早期復旧を図ること。
- ウ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを保存し、必要に応じてバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(5) システム保守

- ア 機能改善等のバージョンアップがある場合は、事前に通知したうえで行うこと。
- イ OS や Web ブラウザのバージョンアップは適宜対応すること。

- ウ 定期的にシステムのメンテナンスを行うこと。
- エ 各バージョンアップ、メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。
- オ 公定価格や制度等に変更がある場合は、システムの更新作業を行い、制度変更に対応すること。

実装期間については、単価更新等、軽微なものは単価確定後速やかに対応することとし、それ以上の開発負荷が発生する場合は別途対応方針や期間を協議のうえ決定するものとする。

(6) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要に応じてアクセスログを開示すること。

8 プロジェクト管理

- (1) 受託者は本業務を実施するにあたり、責任者としてプロジェクト全体を十分に管理可能な者（統括責任者等）を配置すること。
- (2) 本契約締結後、速やかに実施計画書、実施体制図及び実施スケジュール管理表を作成し、本市の承諾をえること。
- (3) 実施計画書で定める管理項目及び管理手法に従って、プロジェクトの進捗、課題管理、品質管理状況等の管理等を行うとともに、本市に適宜、報告すること。
- (4) 報告は必要に応じて、Web 会議の利用も考慮すること。
- (5) プロジェクトの進捗の遅れや重要な課題が発生した場合は、速やかに本市に報告し、対応方針について協議すること。

9 納品成果物

本業務における納品成果物は下表のとおりとする。その他、追加で提出が必要な資料等がある場合は、本市と協議の上、本業務の費用の範囲内で作成すること。

なお、電子媒体による納品について、Microsoft Office365（Word、Excel、PowerPoint）で読み込み可能な形式、又は PDF 形式で作成し納品すること。また、納品後、本市において利用が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

納品後に検収を受け、本市の承認を得ること。本市の承認が得られない場合、受託者は速やかに修正し、本市の承認を得ること。

納品成果物	形式	部数	提出時期
システム環境	—	—	令和6年12月27日までに 【予定】
業務実施計画書	データ 紙	1 式 2 部	契約締結後、速やかに
実施体制図	データ 紙	1 式 2 部	契約締結後、速やかに
実施スケジュール管理表	データ 紙	1 式 2 部	契約締結後、速やかに (以降、更新後、速やかに)
システム導入説明会資料	データ 紙	1 式 25 部	契約締結後、速やかに
操作研修用マニュアル (本市向け)	データ 紙	1 式 2 部	研修日までに

操作研修用マニュアル (施設職員向け)	データ 紙	1 式 25 部	研修日までに
操作マニュアル	データ 紙	1 式 25 部	最終研修日までに
研修動画	動画ファイル	1 式	研修実施後、2 週間以内に
議事録	データ	1 式	会議・打ち合わせ後、速やかに
業務実施報告書	データ 紙	1 式 1 部	業務完了時

10 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。

11 個人情報保護

個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とし、「個人情報の保護に関する法律」を遵守すること。

12 契約不適合責任

本システムの契約期間中において、本契約との不適合が判明した場合は、本市と協議のうえ、無償で迅速かつ誠実に修正等の作業を実施すること。なお、この場合、不適合部分のみ修正することとし、修正のためにユーザーインターフェース及び操作内容を変更する必要が発生した場合には、事前に本市に報告すること。

13 権利帰属

本システムに関する知的財産権（本システムそのものの知的財産権のほか、本システムに関連して受託者が委託者に対して提供する操作マニュアル、研修資材等も含まれる。なお、これらに限られるものではない。）は本システムのユーザが登録したデータ等の知的財産権を除き、全て受託者又は正当な権利者に帰属するものであり、本契約の締結又は本システムの利用の許諾によっても、本市又は本システムのユーザに移転するものではなく、本システム以外に利用等することを許諾するものでもない。

14 再委託

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

15 損害賠償

本契約の履行に関し、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその損害を補償すること。

16 事故等の報告

受託者に起因する、個人情報の漏洩、紛失、盗難、誤送信等の事故や本業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故が発生し、又はそれらの疑い、若しくはおそれがあったときは、その事故の帰責の如何に関わらず、受託者は直ちにその旨を本市に報告し、速やかに応急措置をし、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出すること。

17 特記事項

(1) 費用の支払

本業務にかかる費用は、システム導入業務が完了し、システム運用保守業務の開始後に一括払いとする。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た情報の取扱いに十分留意し、ほかに漏洩等が行われないようにすること。また、知り得た機器構成の内容、本市のシステムの概要、データ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わる全ての事項については本市の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後においても同様である。

(3) その他

ア 本業務は国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し実施するものであり、本市から質問・情報の提供等の申し出があった場合、速やかに対処すること。

イ 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。なお、その際に受託者において議事録を作成し、本市の承認を得ること。